

目 次

第2次飯塚市総合計画（中間改訂）



飯塚市

第I編 序論	1
第1章 はじめに	1
1. 第2次飯塚市総合計画の概要	1
2. 中間見直しの概要	1
第2章 計画見直しの背景	2
1. 飯塚市の特性	2
(1) 人口構造	2
(2) 産業構造	3
(3) 財政の状況と財政見通し	4
2. 計画見直しのための市民意識調査	5
(1) 飯塚市の住みやすさについて	5
(2) 市民が感じるまちづくりの満足度	6
(3) 将来的に飯塚市が力を入れるべき取組	6
第II編 基本計画	7
1. 第2次飯塚市総合計画中間見直しの全体構成	7
2. 基本計画	8
(1) 第1章 人権・市民参画	8
(2) 第2章 行政経営	12
(3) 第3章 健幸・子育て	15
(4) 第4章 地域経済	19
(5) 第5章 教育・文化	24
(6) 第6章 都市基盤・生活基盤	30
(7) 第7章 自然環境	34
3. 第2次飯塚市総合計画と SDGs との関連性	36

第1章 はじめに

1. 第2次飯塚市総合計画の概要

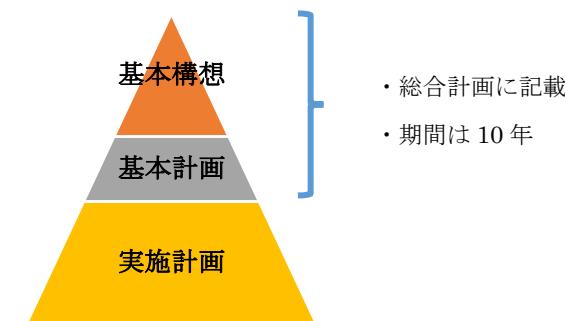
(1) 計画策定の趣旨

本市は、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」を都市目標に掲げ、第1次飯塚市総合計画策定時より一貫して、市民が主役となり、いきいきと暮らす、活気に満ちた住みよいまちづくりの実現に向けて各種施策や事業を展開し、まちづくりを進めています。

第2次飯塚市総合計画は、2017（平成29）年度から2026（令和8）年度までの10年間を計画期間とし、住民の福祉の増進を基本に、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が協力・連携しながら、主体的な参画のもと、全ての人の人権が尊重され、夢や希望を持てる愛されるまちを築き上げ、次の世代に引き継いでいくように、まちづくりの基本的な方向性を示し、総合的かつ計画的な市政運営を図るために策定しました。

(2) 計画の概要

総合計画は、本市の都市目標像とまちづくりの基本理念を定めた市政運営の根幹となる「基本構想」、基本構想に掲げる政策の実現に向け、取り組むべき施策を総合的かつ体系的にまとめた「基本計画」、及び基本計画に定められた施策を実施するための個々の事業を明らかにし、財源の裏づけを伴う具体的な計画を明示した「実施計画」で構成されており、実施計画は、社会経済情勢の変化や市民ニーズへの対応等を考慮しながら、毎年度見直しを行うこととしています。



2. 中間見直しの概要

(1) 中間見直しの範囲

第2次飯塚市総合計画は、計画期間を2017（平成29）年度から2026（令和8）年度までの10年間と定めており、2021（令和3）年度は中間年度を迎えます。

計画策定当初からこれまでの間、社会経済情勢等が変化しており、新たに生じた課題等に対し柔軟に対応するため、中間見直しを行うこととしました。なお、「基本構想」は計画期間である10年間の本市における都市目標像とまちづくりの基本理念を定めたものであるため引き続き継承し、取り組むべき施策を総合的かつ体系的にまとめた「基本計画」について必要な見直しを行いました。具体的には、7分野の政策と40施策の柱ごとに目標の達成状況把握や課題の評価検証を実施し、必要な表現の修正や目標達成指標の見直しなどを行いました。

また、人口、産業構造及び財政の状況について、国勢調査の結果や決算状況を反映し、時点修正を行いました。

(2) SDGsの取組み

国においては、2015（平成27）年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を地方自治体の各種計画に反映させることを推奨しています。未来を担う子どもたちをはじめとするすべての市民が、幸せを実感できるまちを共に創り、未来へつなぐために、総合計画に掲げる各施策を推進していくことは、SDGsの目標達成にも繋がるものと考えており、基本計画における各施策とSDGsの目指す17のゴールとの関連性を明示しました。

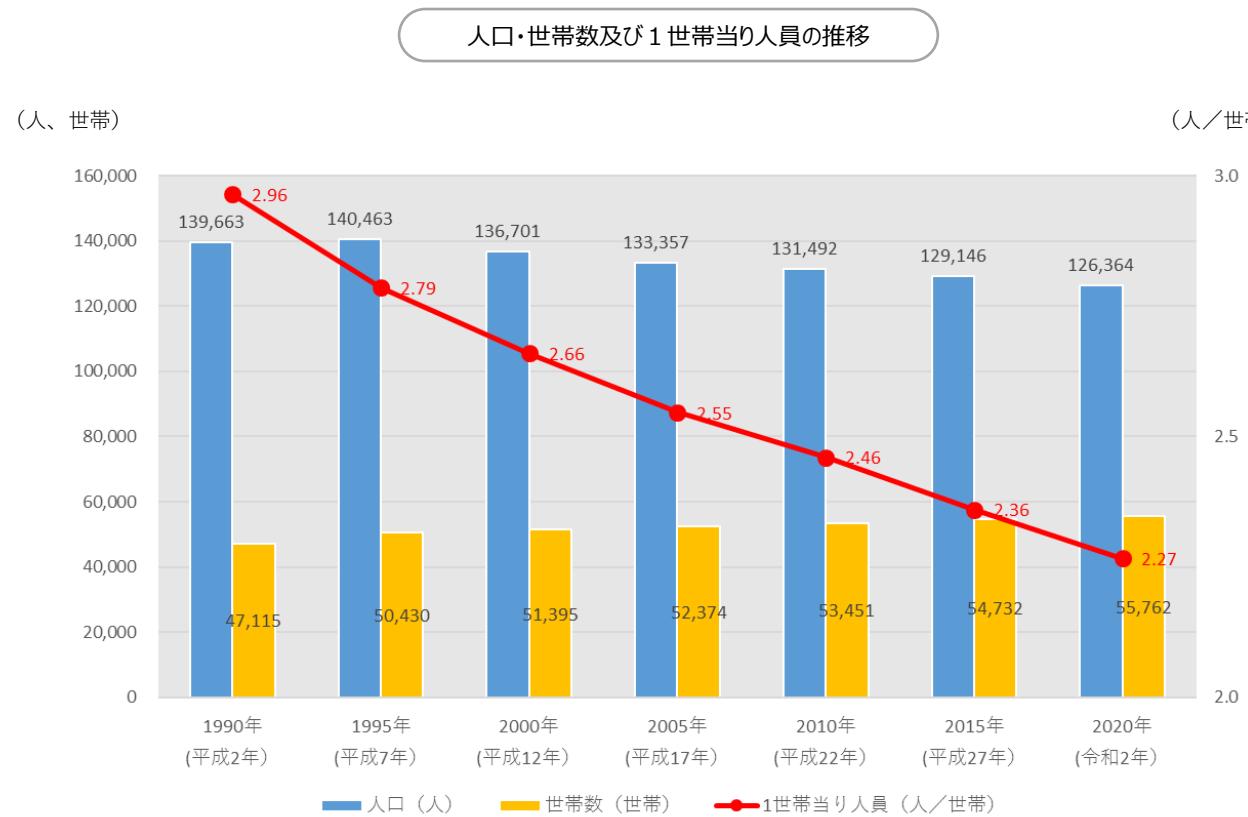


第2章 計画見直しの背景

1. 飯塚市の特性

(1) 人口構造

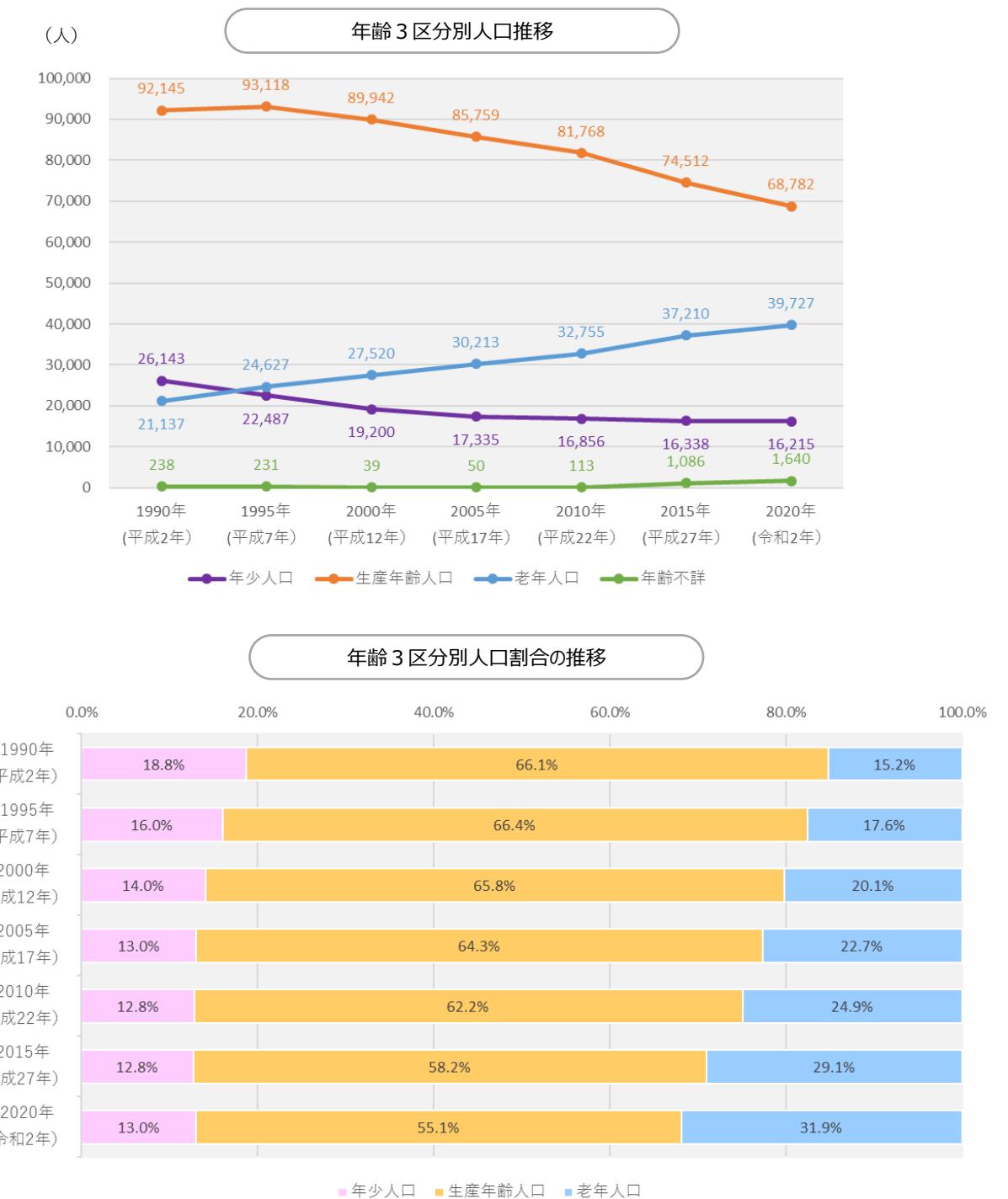
本市の人口は、2020(令和2年)の国勢調査(10月1日現在)では126,364人、世帯数は55,762世帯となっています。2015(平成27年)と比較すると、人口は129,146人から2,782人減少していますが、都市化の進展や核家族化の進行等により、世帯数は54,732世帯から1,030世帯増加しています。1世帯当たりの世帯人員は2015(平成27年)の2.36人から2020(令和2年)には、2.27人まで減少しています。



資料：国勢調査

年齢3区分別人口は、2020(令和2年)国勢調査時点で、0~14歳の年少人口は16,215人で全人口に占める割合は13.0%、15~64歳の生産年齢人口は68,782人で55.1%、65歳以上の老人人口は39,727人で31.9%となっています。

2015(平成27年)と比較すると、老人人口の増加傾向と生産年齢人口の顕著な減少がみられます。



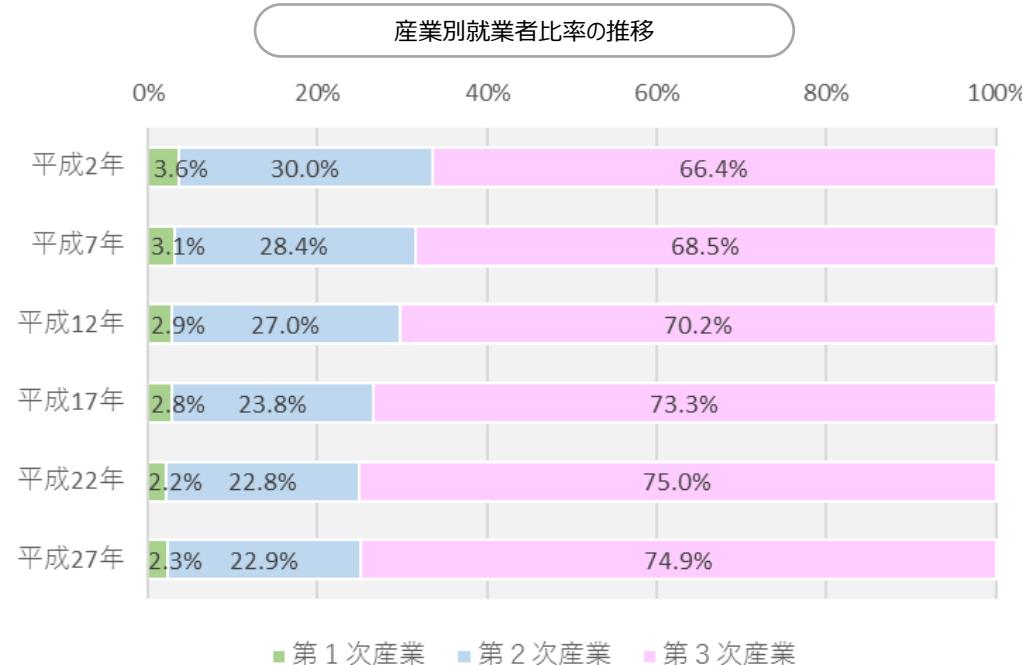
注1：割合は年齢不詳人口を除く。

注2：端数処理の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

(2) 産業構造

産業別就業者の構成は、2015(平成27)年国勢調査時点で第1次産業が2.3%、第2次産業が22.9%、第3次産業が74.9%となっており、農業等の第1次産業比率が低く、都市型の産業構造の特徴をもっています。



注1：端数処理の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

(3) 財政の状況と財政見通し

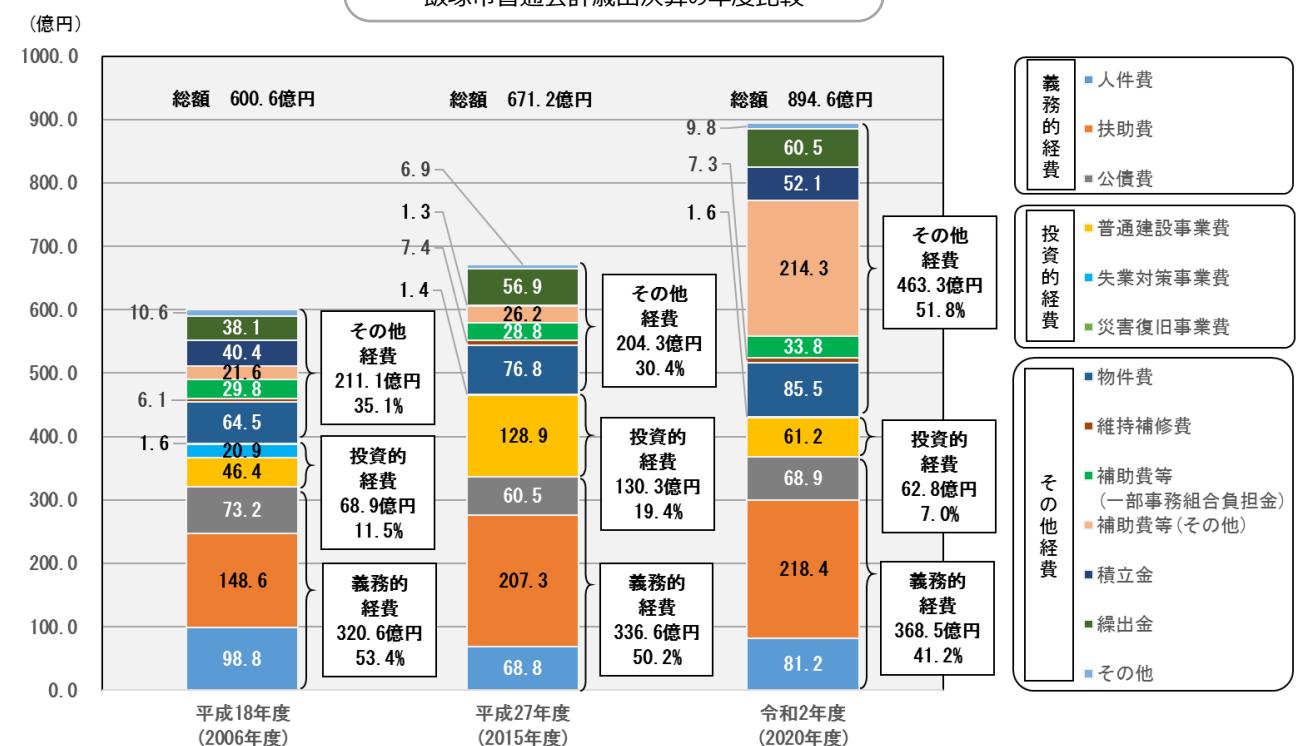
① 財政の状況

普通会計^(※1)における歳入、歳出の内訳を 2006（平成 18）年度、2015（平成 27）年度、2020（令和 2）年度で比較すると、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症対策、ふるさと応援寄附金等の影響により、歳入、歳出とも、決算規模が大きくなっています。

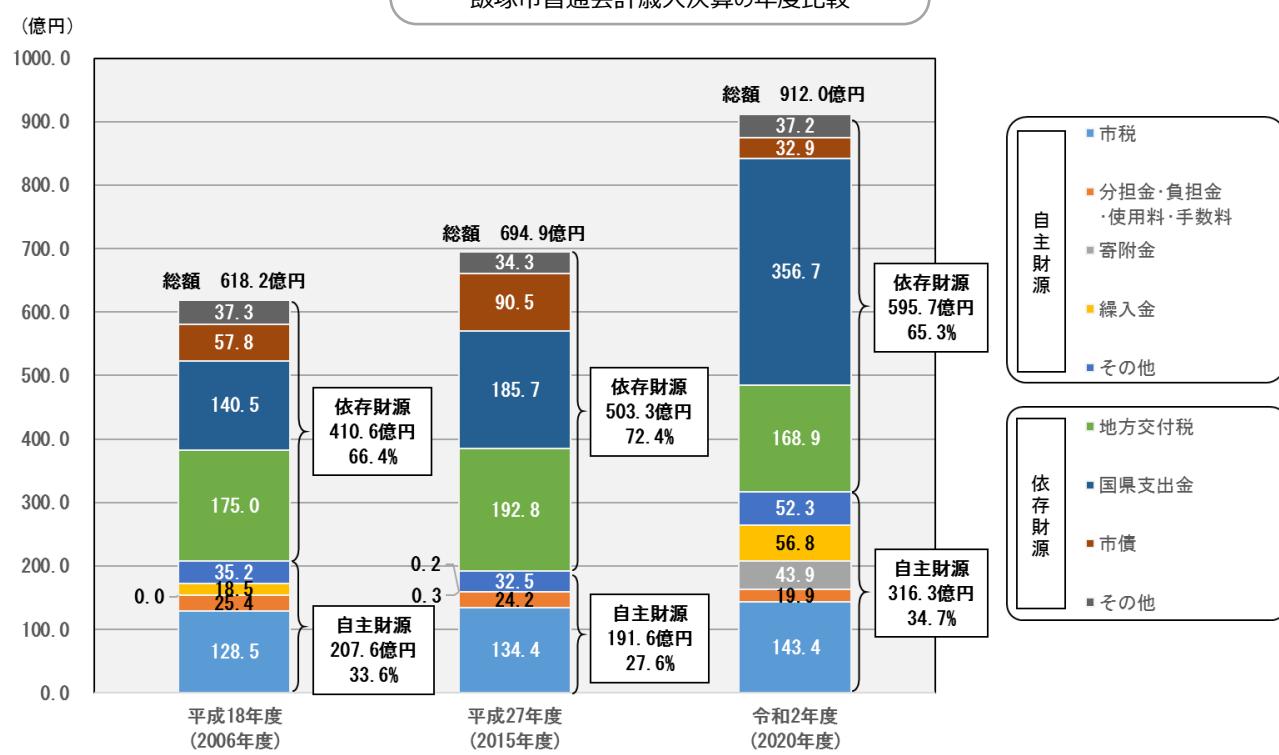
歳入の自主財源は市税やふるさと応援寄附金の増加等により自主財源が増加し、依存財源は地方交付税のうち普通交付税^(※2)で合併団体の特例措置である合併算定替の 2016（平成 28）年度からの遅延による減少があるものの、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症対策にかかる国庫支出金の増加等により増加しています。市の特色ある施策の実施のためには自主財源の確保が重要です。

歳出では、義務的経費で扶助費（社会保障に関する費用）の増加傾向が続いている。人件費は会計年度任用職員制度の導入により増加しています。また、2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症対策による補助費等（その他）の増加や、ふるさと応援寄附金増加に伴う補助費等（その他）やふるさと応援基金積立金等が増加しています。本庁舎建設や小中学校整備等の大型事業により 2015（平成 27）年度の投資的経費の規模は大きくなっています。必ず支払う必要がある義務的経費の財源を確保したうえで、残りの財源を効果的、効率的に活用して事業の実施をする必要があります。

飯塚市普通会計歳出決算の年度比較



飯塚市普通会計歳入決算の年度比較



- (※1)普通会計：一般会計・住宅新築資金等貸付特別会計・汚水処理事業特別会計・学校給食事業特別会計で構成。
- (※2)普通交付税：必要最小限の行政サービスが受けられるように国から交付されるお金。普通交付税と普通交付税の振り替えである臨時財政対策債の合計額で表示。
- (※3)人件費：職員の給与や市議会議員などの報酬。
- (※4)公債費：市債(市の借金)の元利償還金(返済金)。

② 財政見通し

普通会計における歳入の見通しについては、近年、多くのふるさと応援寄附金が寄せられ本市の重要な収入のひとつとなっていますが、少子高齢社会の進行、就業人口の減少、新型コロナウイルス感染症などの影響により市税の減少または横ばい、合併団体の特例措置である合併算定替の終了による普通交付税の減少が見込まれ、収入の増加は見込めない状況です。

歳出の見通しは、人件費や公債費は大幅な増減はないものと見込まれますが、扶助費や高齢化による医療や介護などの特別会計への繰出金を含めた社会保障関連経費や老朽化した公共施設の更新、維持補修費用の増加が見込まれます。

今後も財政調整基金等の繰入（預貯金の取り崩し）により財源不足を補てんする厳しい財政状況が続くことが見込まれます。将来世代に健全で持続可能な財政運営と「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」を引き継ぐため、選択と集中の視点から事業を見直したうえで限られた財源でより効果的な施策展開、収入増加につながる施策展開を進める必要があります。

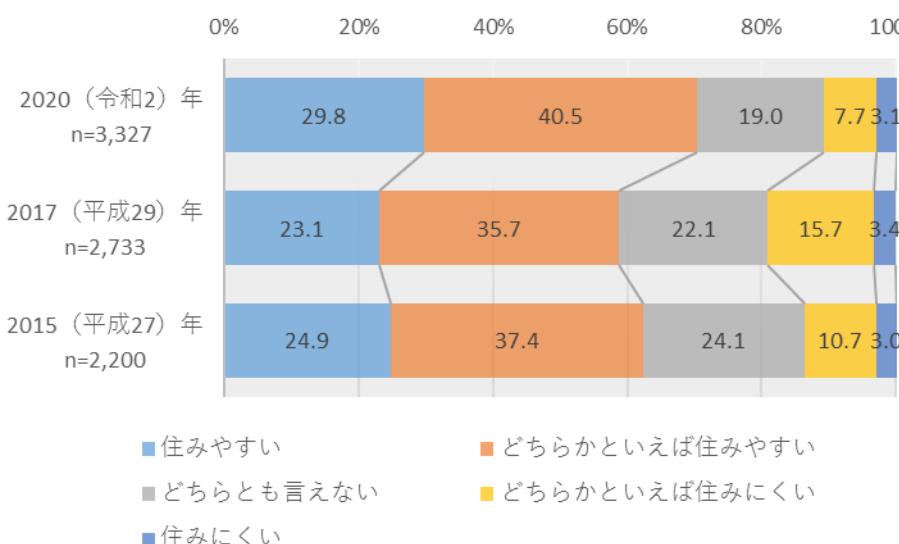
2. 計画見直しのための市民意識調査

本市では、第2次飯塚市総合計画の中間見直しに際し、より多くの市民意見を計画に反映するため、市民アンケート(調査時期：2020(令和2)年10月9日～11月2日)により、市民の意識や第2次飯塚市総合計画に掲げた取組についての満足度と将来的に力を入れるべき取組について調査しました。

(1) 飯塚市の住みやすさについて

市民アンケート調査全体では、「どちらかといえば住みやすい」が40.5%で最も多く、「住みやすい」(29.8%)と合せると70.3%が住みやすいと感じています。一方、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせると10.8%で、飯塚市は概ね住みやすいと評価されています。

また、2015(平成27)年、2017(平成29)年のアンケート結果と比較すると、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の割合が増加し、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」と感じている割合が減少していることがわかります。経年変化より、飯塚市の住みやすさは改善されていると評価されています。

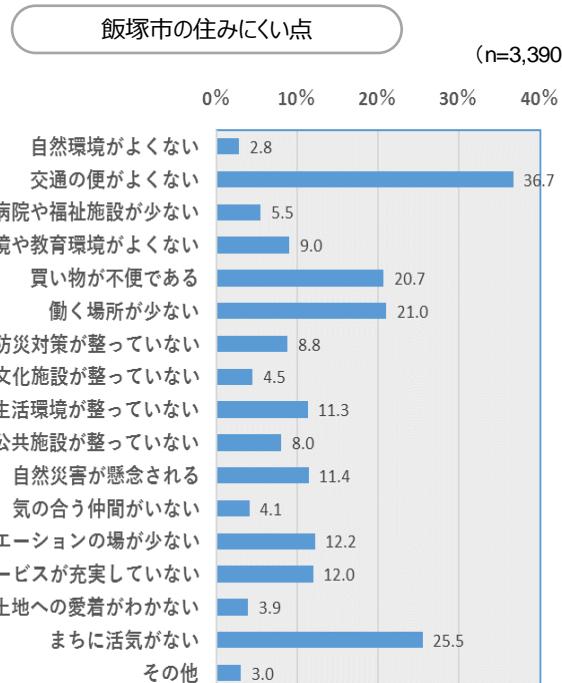
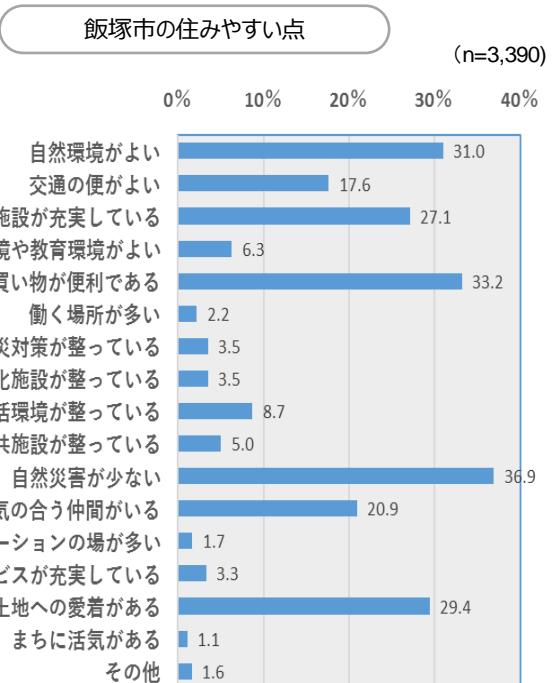


注1：グラフ中の「n」は有効回答数。

注2：端数処理の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある。

住みやすいと感じる点については、「自然災害が少ない」、「買い物が便利である」、「自然環境がよい」、「この土地への愛着がある」が上位に挙げられています。

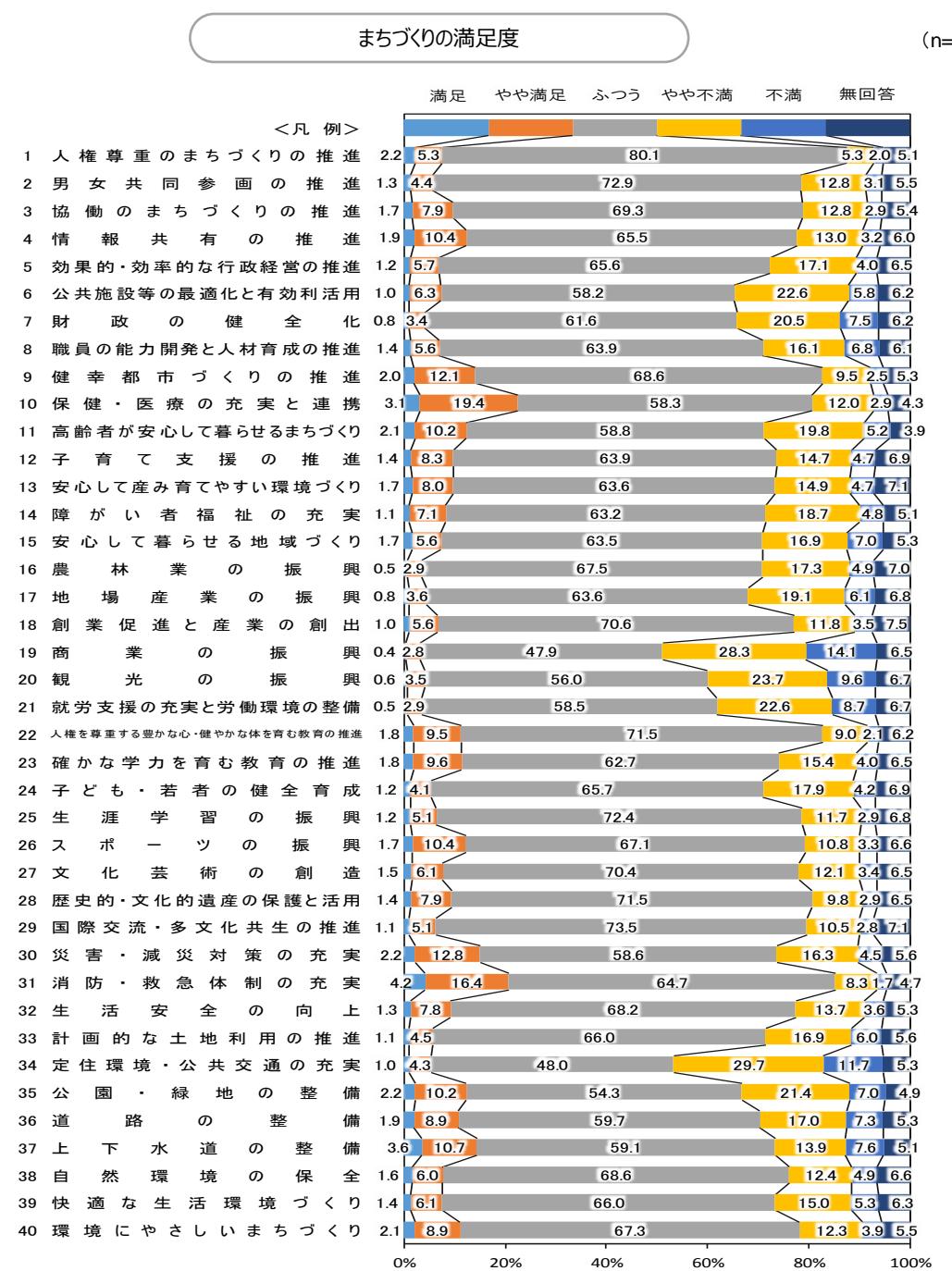
また、住みにくいと感じる点については、「交通の便がよくない」が最も多く、次いで「まちに活気がない」、「働く場所が少ない」が上位に挙げられており、今後、解決に向け、より一層の取組が求められている分野といえます。



(2) 市民が感じるまちづくりの満足度

各施策に対して「満足」あるいは「やや満足」と回答した『満足度』の割合をみると、「10 保健・医療の充実と連携」(22.4%)が最も高く、次いで「31 消防・救急体制の充実」(20.6%)、「30 災害・減災対策の充実」(15.0%)、「37 上下水道の整備」(14.3%)、「9 健幸都市づくりの推進」(14.1%)となっています。2015(平成27)年のアンケート結果と比較すると、「防災」や「健康づくり」に関する施策の満足度の割合が向上しています。

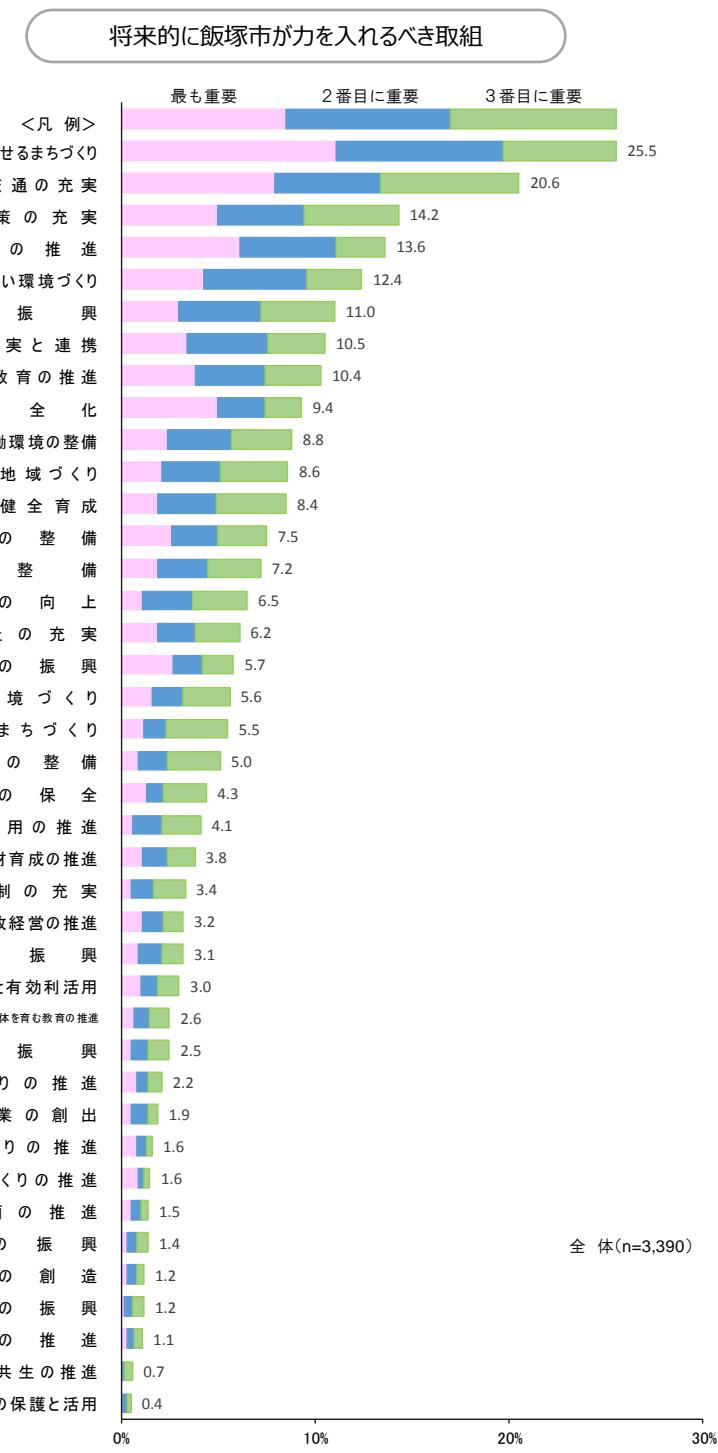
また、すべての施策について、5段階評価の「ふつう」と回答する人が約半数以上を占めるものの、「1人権尊重のまちづくりの推進」、「9 健幸都市づくりの推進」、「10 保健・医療の充実と連携」、「22 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」、「31 消防・救急体制の充実」以外の施策については、『不満度』が『満足度』の割合を大きく上回っています。



(3) 将来的に飯塚市が力を入れるべき取組

今後、力を入れるべきと考えられている取組は、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」が第1位で、次いで「定住環境・公共交通の充実」、「災害・減災対策の充実」、「子育て支援の推進」、「安心して産み育てやすい環境づくり」と続いています。

2015（平成27）年のアンケート結果と比較すると、「定住環境・公共交通の充実」に対するニーズが高まっています。市民は、「魅力ある良質な住環境の整備と公共交通機関の利便性の向上」を求めていることが分かります。



第2次飯塚市総合計画中間見直しの全体構成

基本計画

■分野別計画

政策分野(7)	施策(40)	見直しの有無
第1章 人権・市民参画	1. 人権尊重のまちづくりの推進	●
	2. 男女共同参画の推進	●
	3. 協働のまちづくりの推進	●
	4. 情報共有の推進	●
第2章 行政経営	1. 効果的・効率的な行政経営の推進	●
	2. 公共施設等の最適化と有効利活用	●
	3. 財政の健全化	●
	4. 職員の能力開発と人材育成の推進	
第3章 健幸・子育て	1. 健幸都市づくりの推進	
	2. 保健・医療の充実と連携	●
	3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	●
	4. 子育て支援の推進	
	5. 安心して産み育てやすい環境づくり	●
	6. 障がい者福祉の充実	
	7. 安心して暮らせる地域づくり	●
第4章 地域経済	1. 農林業の振興	●
	2. 地場産業の振興	●
	3. 創業促進と産業の創出	●
	4. 商業の振興	●
	5. 観光の振興	●
	6. 就労支援の充実と労働環境の整備	
第5章 教育・文化	1. 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	
	2. 確かな学力を育む教育の推進	●
	3. 子ども・若者の健全育成	
	4. 生涯学習の振興	●
	5. スポーツの振興	●
	6. 文化芸術の創造	●
	7. 歴史的・文化的遺産の保護と活用	●
	8. 国際交流・多文化共生の推進	●
第6章 都市基盤・生活基盤	1. 災害・減災対策の充実	
	2. 消防・救急体制の充実	
	3. 生活安全の向上	
	4. 計画的な土地利用の推進	
	5. 定住環境・公共交通の充実	●
	6. 公園・緑地の整備	●
	7. 道路の整備	●
	8. 上下水道の整備	●
第7章 自然環境	1. 自然環境の保全	●
	2. 快適な生活環境づくり	
	3. 環境にやさしいまちづくり	●

人権尊重のまちづくりの推進

現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重や人権擁護に向けての取組が進んでいます。人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくため各人が持っている固有の権利で、日本国憲法にも基本的人権として定められ、保障されているものです。

本市では、2010(平成22)年に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を定め、その理念を具現化するものとして「飯塚市人権教育・啓発実施計画」、その後「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定、2018年(平成30年)4月には、「個別の差別解消に向けた法の理念にのっとり、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、人権尊重社会の実現に向けて人権教育・啓発の推進に取り組んできました。

しかしながら、依然として、社会生活のあらゆる局面において、部落差別問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権問題が生じており、近年では、社会情勢の急激な変化や国際化、価値観の多様化、情報化の進展などを背景に、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティー(少数者)に対する新たな人権問題も発生するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。このようなことから、人権教育及び啓発のより一層の充実を図り、市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、就学前教育及び学校での人権学習のほか、家庭や地域においても、人権を大切にする、豊かなこころを育てていくことが重要なため、人権啓発センターを中心に地区交流センターも含めた啓発活動の充実が求められています。

そのような中、2019(令和元)年度に実施した飯塚市人権問題市民意識調査の結果を踏まえ、2021(令和3)年3月には「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を改定しました。それに基づいた「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

施策の方針

人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、市民一人ひとりの人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(令和8)年
人権教育・啓発の講演会等参加者数	10,783人	» 13,000人
人権教育・啓発講演会等の内容を理解している参加者の割合	69.2%	» 90.0%

施策を実現するための基本事業

施策

1-1 人権尊重のまちづくりの推進

1 人権教育・啓発の推進

学校や社会教育の場はもとより、あらゆる場、あらゆる機会を通じた人権教育及び啓発活動を推進するとともに、人権教育の指導者や地域指導者の育成に努めます。

2 人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進

さまざまな人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。

また、健康で文化的な生活の実現に向けての生活環境改善や教育・就労の分野での残された課題の解決に向け、これまでの特別対策の成果を踏まえ、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、一般対策での積極的な実施に努めます。

3 人権擁護施策の推進

個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実を図るとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携に努め、各種の相談機関や公的支援制度との連携・協力関係を図り、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいきます。

4 隣保館運営事業

市内の人権啓発センターでは、福祉の向上や人権啓発を目的に市民交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、生活の相談事業や人権問題解決のため各種講座の開催、人権啓発活動事業、高齢者生活支援事業等を実施するとともに、広く市民への事業の周知に努めます。

5 関係機関、団体等との連携体制の促進

国・県及び地域、学校、企業など、人権問題に関する取組を実施している各種関係機関・団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。



人権教育・啓発講演会

✿ 現状と課題

少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくためには、男女がお互いの人権を尊重し、職場、学校、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市においても、2021(令和3)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担の考え方を否定する割合が前回調査に比べ多く、男女の意識は確実に変化しています。しかし、性別による固定的役割分担を否定する割合は女性に比べて男性の方が低い傾向は続いている。

また、男女共同参画についての関心度は前回調査より増加していますが、関心のない人も未だ4割強います。

このため、本市では、「男女共同参画社会」を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するうえで基本となる「飯塚市男女共同参画推進条例」及び「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」に掲げる施策をより一層推進していく必要があります。

特に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女が共に対等な立場で責任や義務を担い、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を確立するためには、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、女性の参画が少ない分野での積極的な登用や実効性のあるワーク・ライフ・バランス（※1）を推進していく必要があります。

また、男女の人権の尊重やあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点としたさまざまな活動を工夫しながら展開することが必要です。

✿ 施策の方針

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（令和8）年度
市の目標審議会等（※2）女性委員の割合	31.3%	» 40.0%～60.0%
地方自治法第202条の3に基づく市の審議会等女性委員の割合	28.1%	» 40.0%～60.0%
性別による固定的役割分担の考え方を否定する市民の割合	58.9%	» 75.0%
地域活動の場で、男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合 <small>（2021（令和3）年度）</small>	27.6%	» 50.0%

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

1-2 男女共同参画の推進

1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、その個性と能力が十分発揮されるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

2 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女がともに様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民、事業者等への取組を進めます。

3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。また、女性に対するあらゆる暴力の防止などの啓発に取り組むとともに、相談事業の充実を図り、相談者の実情に応じた支援を行います。



男女共同参画推進事業



（※1）ワーク・ライフ・バランス：個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。
（※2）目標審議会等：地方自治法第202条の3に基づく審議会等と市民参画による審議会等を併せたもの。

協働のまちづくりの推進

現状と課題

地方分権の推進、少子高齢化、核家族化の進行や地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、市民は多種・多様な価値観やニーズを持つようになっています。

また、本市においても自治会加入世帯の減少が課題となる一方、安全・安心な暮らしを守る地域コミュニティの役割の重要性がますます高まっています。

地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で、最も重要な役割を担っているまちづくり協議会の活動拠点や地域づくりの拠点施設として、2018(平成30)年4月より12地区すべての公民館を交流センター化し、併せて、自主運営が可能となる取り組みを進め、多様なまちづくりの一層の推進を図っています。

本市では、市民・地域・市それぞれが、お互いの特徴をいかしながら、協力・連携しあうまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本となるルール、役割を明確に定めた「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を2020(令和2)年3月に制定しました。この条例により、活動に関わる方々の信頼の輪を広げ、地域課題を自ら解決できるような市民の力、地域の力の醸成につなげていく必要があります。

施策の方針

まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、市民等、地域活動団体（自治会、まち協等）、市民活動団体（NPO、ボランティア団体等）及び市の協働による活力ある地域づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(令和8)年
地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化	0館	» 12館
自治会加入率	62.0%	» 72.0%
まちづくり協議会等による交流センターの運営 (指定管理の導入)	0センター	» 3センター

施策を実現するための基本事業

施策

1-3 協働のまちづくりの推進

1 協働のまちづくりの推進

あらゆる機会を通じて、「市民参画」、「協働」についての意識の高揚に努めるとともに、市民等、地域活動団体、市民活動団体及び市の役割を明らかにした「飯塚市協働のまちづくり推進条例」に基づき、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い、地域の課題解決を図ります。

また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、12地区まちづくり協議会の支援の強化に努めます。

2 自治会活動の支援

コミュニティの基盤となる自治会への加入促進に向けた取組を支援するとともに、先進的な取組についての情報提供等を行うなど、自治会活動を支援します。

3 地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進

交流センターをより一層、地域コミュニティ活動の拠点施設として発展させるために、まちづくり協議会の充実による法人化を推進し、交流センターの指定管理導入に向けた取り組みを行っていきます。

さらに、核となるまちづくりリーダーの存在は、活動のきっかけや活性化の契機となることから、人材育成やネットワークの構築に努めます。



「筑穂序舎ふれあい Cafe」



まちづくり協議会活動の様子
「小学校6年生による農業体験」

情報共有の推進

現状と課題

近年、インターネットをはじめとしたICTはめざましい進歩を遂げており、市民の生活や行政サービスのあり方が大きく変わろうとしています。

市民ニーズの多様化により、伝えるべき情報量が年々増加する中、高速通信網の利用可能地域の拡大とともに、情報発信力の強化や地域社会で安心して暮らせるよう、健康管理、医療、防犯・防災などへの活用を図るなど、地域の活力を支える情報・通信体制の整備が求められています。

一方では、市民が不利益を被ることのないよう、個人情報等を適切に管理することがますます重要となっています。

まちづくり活動への参加を促進するためには、行政の持つ情報を市民に的確に提供するとともに、市民意見を積極的に取り入れていくことが必要です。

施策の方針

市民がまちづくりに参画できるよう情報の共有化の推進を図るとともに、収集した情報の適切な管理と効果的な情報発信に努めます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値		目標値	
	2015（平成27）年	»»	2026（令和8）年	»»
ホームページアクセス件数	4,300,022 件	»»	6,900,000 件	»»
市民意見募集1事案当たりの提言の件数	6 件	»»	12 件	»»

施策を実現するための基本事業

施策

1-4 情報共有の推進

1 地域情報化計画の推進

「飯塚市地域情報化計画」に基づき、情報化施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

2 情報・通信基盤の充実

市内全域での高速通信網の早期整備を促進し、ネットワーク環境の整備とともに、ICTを効果的に利活用し、スマート自治体の推進を図ります。

さらに、マイナンバーカードを活用したオンライン申請など、インターネットにより各種手続きや公共施設の予約などができるシステムの活用や行政データのオープンデータ化を積極的に推進し、オープンデータの活用促進を図るなど市民の利便性向上に努めます。

3 広報の充実

広報紙、ホームページやSNS等を通して市民への情報提供の充実を図るとともに、新たな手法を研究し、様々な手法を活用した情報発信に努めます。また、飯塚が誇る地域資源や強みを市内外へ情報発信を行い、市の魅力を積極的にPRしていきます。

4 市民参画機会の充実

市民アンケート調査等により市民の声や地域の実情の把握に努めるとともに、市民と行政との情報のやりとりができる仕組みづくりを推進します。さらに、市民参画を進めるため、審議会等への参加を促進し、市民・団体等の意見を聴き取り、意見交換会の実施などに努め、政策形成に市民の意見を取り入れていきます。

5 適切な情報管理の推進

公文書管理など行政内部の適切な情報管理に努めるとともに、市民の視点に立った情報の公開・公表、個人情報の適切な管理に努めます。



効果的・効率的な行政経営の推進

現状と課題

社会情勢の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ適切に対応するため、効果的で効率的な行政組織や情報化等による透明性の高い行政事務の確立など、市民にもわかりやすい行政経営が求められています。

本市においても生産年齢人口の減少によって市税の大幅な增收が見込めない中、これまでも、市民生活の質の向上を図っていくよう、地方分権時代における市民と行政の役割分担など、行財政の仕組みを含めた改革に取り組んできました。今後とも、限られた経営資源を最大限活用しながら未来への投資を可能にし、本市が持続的発展を続けていくため、民間との連携を含めた効果的で効率的な行政サービスを提供し続けることが求められています。

また、市民の生活圏が拡大する中、市民の生活満足度の向上を目指すためには、市の区域を超えた広がりの中で、多様なニーズに対応した行政サービスを提供することが必要であり、医療、福祉、市民生活等の分野や道路等の交通インフラの整備などにも広域で取り組む必要があります。

施策の方針

地方分権や多種・多様化する市民ニーズに適切に対応する柔軟かつ効果的・効率的な行政経営を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（令和8）年
行財政改革単年度効果額	4.2 億円	» 11.3 億円
市民サービスの向上に繋がった公民連携事業数 (2020（令和2）年度)	14 件	» 45 件



日本郵便株式会社との包括連携協定書締結式

施策を実現するための基本事業

施策

2-1 効果的・効率的な行政経営の推進

1 効果的・効率的な行政経営の推進

効果的で効率的な組織体制の確立と施策や行政サービスの適切な改善、見直しを行い、選択と集中の視点で経営資源を配分していく行政経営を推進します。

また、企業や大学、NPOなどの機関と連携し、市民サービスの向上や事務の効率化、地域活動の活性化などに取り組むため、公民連携を推進します。

2 情報システム整備の適正な推進

事業目的に沿ったシステム化の効果や成果に重点をおきながら、システム構築を進め、事務処理の高度化・効率化を図ります。

3 広域行政の充実

2018（平成30）年に2市1町（飯塚市・嘉麻市・桂川町）で形成した「嘉飯圏域定住自立圏」の中心市として圏域全体をマネジメントし、相互に協力・連携することで、市民サービスの向上を図り、圏域全体の活性化に向けて、効果的・効率的な広域行政に努めます。

4 働き方改革の推進

職員一人一人が個々の置かれた事情に応じて家庭・個人生活や地域活動等の中で得られる多様な経験や新たな知識、多角的な視点を行政サービスの向上につなげ、生活と仕事がともに潤い、業務においては効果的な行政運営ができるよう、働き方そのものの変革に取り組みます。

公共施設等の最適化と有効利活用

現状と課題

地方公共団体は厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少・高齢化等により公共インフラも含む公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、公共施設等の運営状況や利用実態並びに劣化の状態を的確に把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化(※1)などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

本市においても、公共施設等のあり方に関する基本方針及び実施計画を策定し、公共施設等の最適化に計画的に取り組んでいるところですが、目標の達成状況が停滞気味であることに加え、劣化状況が進行している施設も見受けられます。将来の世代に負担を残さず引き継いでいけるよう、計画的な維持管理とともに、人口や地区の状況に見合った施設規模や機能に見直すなど、公共施設等の最適化に向けた取り組みをさらに推進する必要があります。

また、公共施設等として利用しない財産については、個々の状況に応じた有効利活用を行う必要があります。

施策の方針

公共施設等の運営と総量の最適化を図るために、公共施設等の現状を可視化し、市民と情報を共有しながら、効率的・効果的な維持管理や適正配置を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年	
		→		→
公共建築物の延床面積	70.0 万m ²	→	65.5 万m ²	→
未利用財産から利活用財産への転換面積	1.5 万m ²	→	15.0 万m ²	→



公共施設等のあり方に関する市民懇談会

(※1)長寿命化：公共施設や道路、上下水道等インフラ資産の適切な保全を行うことで、長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること。

施策を実現するための基本事業

施策

2-2 公共施設等の最適化と有効利活用

1 公共施設の総合的管理の推進

公共施設等に関する広域的・長期的な視点での更新、統廃合、維持管理等の方針を定めた「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)」に沿って、公共施設を計画的に維持管理、適正配置することにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等として利用しない跡地・跡施設や、空きスペースの有効利活用を検討するなど、総合的な管理を推進します。

2 未利用地等の有効利活用の推進

未利用財産について、利活用方針の明確化や売却等に必要な条件整備を図り、売却、貸付けなどを積極的に進めます。



イイヅカコミュニティセンター



市内小中学校

財政の健全化

現状と課題

本市の財政状況は、行財政改革など効率的な財政運営に努めた結果、改善傾向にありましたが、歳入面では、合併算定替の終了に伴う地方交付税の減少や人口減少による市税の減少、歳出面でも、医療及び子育て施策の充実や急速な高齢化の進展に伴う社会保障関連経費や公共施設の老朽化に伴う維持更新経費が増加傾向にあります。それに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減少や対策に必要な財政出動の増加が想定されるため、今後も厳しい財政状況になることが予測されます。

今後は、限られた財源を有効に活用するために、施策レベルでの選択と集中による事務事業の見直しを行い、優先順位を明確にして事業を実施する必要があります。

また、国・県の補助制度や地方債制度の効果的な活用と自主財源確保の取組を強化し、健全な財政運営を推進する必要があります。

施策の方針

適正な賦課・収納に努め、公平性を確保しつつ、市税収納率の向上を図るとともに、効率的な財政運営の推進により、財政の健全化を図ります。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（令和8）年
単年度収支(※1)	1,832,154 千円	» 黒字
市税等滞納（未収金）総額の減額	2,940,285 千円	» 2,270,000 千円
財政調整基金と減債基金(一般会計)の基金残高	14,772,057 千円	» 6,400,000 千円

(※1) 単年度収支：ここでは、当該年度の実質収支から当該年度の財政調整基金及び減債基金の繰入額を差し引いた額をいいます。

施策を実現するための基本事業

施策

2-3 財政の健全化

1 健全な財政運営の確立

国・県の補助制度や地方債制度の効果的な活用により、計画的な財源確保を図ります。その上で、施策レベルでの選択と集中による事務事業の見直しを行い、優先順位を明確にして事業を実施することにより、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、健全な財政運営を推進します。

2 市税等自主財源の適切な確保

課税、納税体制の充実強化やふるさと応援寄付金(個人・企業)の促進を図るなど、自主財源の安定的な確保を図ります。

また、使用料・手数料などについては、公正・公平な受益者負担の原則に基づき、適正化に努めます。



保健・医療の充実と連携

✿ 現状と課題

本市には、飯塚市立病院をはじめ、病院 12 施設、一般診療所 132 施設、歯科診療所 73 施設（2021（令和3）年3月末現在）医療機関があります。市立病院は、飯塚病院や済生会飯塚嘉穂病院とならび地域の中核的医療機関として市民に対し、安全・安心な医療を提供していく必要があります。

本市における休日・夜間等の救急医療体制については、一次救急医療である飯塚急患センターの設置や在宅当番医制の実施、二次救急医療としての病院群輪番制を実施し、三次救急医療として救命救急センターを設置しています。中でも、一次救急医療として本市が設置している飯塚急患センターでは、これまでの休日等夜間の診療に加え、平日夜間の診療を実施し更なる救急医療サービスの提供を図っていますが、今後は、各医療機関の役割を明確化し、更なる連携を図りながら、本市も含めた広域全体において、質の高い医療を提供していく必要があります。

また、市民一人ひとりが健やかに暮らし、活力ある社会を創造するためには、病気にかからない予防医療が重要です。近年、日本人の生活習慣の変化や高齢化の進展により、糖尿病等の生活習慣病の予備群が増加し、また、生活習慣病を原因とする死者は全体の約3分の1にもものぼると推計されており、医療費が増大する要因となっています。生活習慣病は、若い時からの生活習慣を改善することで、その予防、重症化や合併症を避けることができると考えられており、生活習慣を見直すための特定健康診査の実施や、生活習慣の改善に向けたサポート（特定保健指導）の充実が求められています。

さらに、新たな課題として、未知の感染症への対策が重要となっています。2020（令和2）年1月に国内で新型コロナウイルス感染者が発生して以来、新たな感染対策に迫られ、医療提供体制のひっ迫の危機や社会経済活動に大きな影響を及ぼし、感染症対策のため市民の生活様式も一変する状況となっています。こうした状況を踏まえ、未知の感染症対策に対応できるよう国・県・医療機関等との連携を強化し、体制を構築することが重要となっています。

✿ 施策の方針

市民自らが、自分の健康に関心を持つとともに、質の高い適切な医療サービスの提供など、医療体制の充実と各種事業への取組を推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（令和8）年
特定健診受診率	47.3% (2013(平成25)~2015(平成27)年度平均)	» 60.0%
特定保健指導率	79.6% (2013(平成25)~2015(平成27)年度平均)	» 80.0%
市立病院の救急車受入件数	1,706 件	» 2,000 件
急患センターの1日平均患者数	5.5 人	» 21.0 人

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

3-2 保健・医療の充実と連携

施策を実現するための基本事業

1 医療機関相互の連携強化

市立病院においては、医師の確保等、医療スタッフの充実に努め、引き続き質の高い医療を提供していきます。また、様々な症状の救急患者に対応すべく各医療機関が連携を図り、市民の命を守るために事業展開を図ります。

2 保健・医療の連携した取組の充実

健康管理、健康相談、健康診査、訪問指導の充実を図り、生活習慣を改善できるよう各種保健事業を推進します。

また、市民自らが健康状態を自覚し、生活習慣の改善や疾病予防につなげるため、若年者健康診査、特定健康診査、がん検診の普及啓発に努めることにより健康状態及び健康意識の向上を図ります。

3 新たな感染症への対策

感染症への情報を収集し、正しい感染症対策を実施できるよう、各種啓発事業を推進します。

また、地域の医療体制が維持できるよう、国・県・医療機関等との連携を強化し、新たな感染症が発生した場合に、適切かつ迅速に対応できる体制の構築を図ります。



飯塚市立病院



いのちとこころを守る講演会

高齢者が安心して暮らせる まちづくり

✿ 現状と課題

我が国では、「団塊の世代」の高齢化の進歩により、65歳以上の高齢者人口は、2025(令和7)年度には、3,677万人となり、2042(令和24)年度には、ピーク(3,935万人)を迎える。その後も75歳以上の人口割合は増加することが予想され、さらに国民の医療や介護の需要が増加することが見込まれています。

全国的に高齢化が進行する中、国では、2025(令和7)年を目指して高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム(※1)の構築を推進しています。本市の高齢者人口も増加を続けており、国勢調査によれば、高齢化率は2020(令和2)年10月現在、全国平均の28.7%を上回る31.9%に達しています。

このような状況の中、本市においても、地域包括支援センター(※2)の機能強化をはじめ、在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進など、地域包括ケアシステムの充実に向けて関連施策を推進しており、今後とも、更なる高齢化に対応するため、地域包括ケアの取組をより充実・強化する必要があります。

また、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の適正な給付管理を行うとともに、高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、施設・在宅両面での福祉サービスの充実をはじめ、ボランティア等民間活力の活用、人材の確保に努めるなど、地域における人権尊重の視点に立った適正な施設運営や高齢者支援施策の総合的、一体的な推進を図る必要があります。

✿ 施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の充実に努めます。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(令和8)年
地域包括支援センターの設置数	1箇所	» 10箇所
認知症サポーター数	7,954人	» 18,000人
フレイル予防サポーター(※3)数	0人	» 240人

(※1)地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一括して提供されるシステム。

(※2)地域包括支援センター：介護保険法に基づいて地域に設置する施設で、介護予防の推進や高齢者の保健・福祉・介護等に関する総合相談・支援を行う機関。

(※3)フレイル予防サポーター：フレイル予防に関する活動を支援する市民サポーター。フレイルチェックの実施及び補助、飯塚市(地域包括支援センター)が実施するフレイル予防を目的とした教室の運営補助を行う。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

3-3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

施策を実現するための基本事業

1 高齢者を支える体制づくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを切れ目なく一括して提供する地域包括ケアシステムの充実に努めるとともに、地域包括ケアの推進に必要な地域ネットワークの拠点となる地域包括支援センターの機能強化を進め、関係団体や地域と密接に連携した体制づくりを図ります。

2 介護保険事業の充実

高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭での生活を継続し、その能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めるとともに、在宅での生活が困難な重度の要介護者に対応するため、必要な基盤整備を図ります。

また、介護保険制度の安定的な運営を確保するため、公平・公正な要介護認定や保険財政の健全経営などを推進し、介護保険制度への理解を高めるため、広報や相談窓口の充実、給付の適正化等に取り組み、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

3 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

高齢者が生きがいをもって生活できるよう、老人クラブやシルバーパートナーセンター、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、地域の様々な活動の担い手として活躍できる仕組みや環境をつくり、地域貢献活動や就労支援など、高齢者の社会参画を促進します。

また、高齢者自ら介護予防に取り組むフレイルチェックの実施やその事業を支援するフレイル予防サポーターの養成など、住民主体による福祉活動の充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを推進します。



ボランティア活動の様子

4 高齢者的人権擁護の推進

高齢化の進展による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の財産をめぐるトラブルや高齢者虐待、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に係る問題が全国的に深刻化しています。

本市においても、全国的な傾向と同様であることから、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関と連携を取りながら、成年後見制度の活用をはじめとする権利擁護対策を進め、その問題解決に取り組みます。



グラウンドゴルフ大会

安心して産み育てやすい 環境づくり

✿ 現状と課題

2015(平成27)年度からの「子ども・子育て支援法」施行により、共働きを希望する世帯の増加に伴い、保育ニーズの急激な高まりによる保育施設の供給不足が生じていましたが、保育施設の新たな整備、認定こども園への移行に伴う定員の増加や幼稚園での預かり保育事業の継続等、就学前施設の選択肢の充実、さらに保育士確保対策事業を進めたことにより、2021(令和3)年4月現在、支給認定を受けた未利用児童数(※1)は大幅に減少していますが、依然として保育士不足という状況は解消されておりません。

また、共働きや核家族世帯の増加に伴い、延長保育や休日保育、病児保育などとともに、放課後児童クラブに対するニーズも高まりをみせています。今後は、「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育士の確保、教育・保育サービスの充実や放課後児童クラブを中心とした子ども・子育て支援事業の推進が求められています。

✿ 施策の方針

保育施設の定員増や放課後児童クラブの利用児童の定員確保を図りながら、子ども一人ひとりの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育てサービスの充実に努めます。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(令和8)年
支給認定を受けた未利用児童数	116人	» 0人
放課後児童クラブ入所者数	1,837人	» 2,101人



(※1)支給認定を受けた未利用児童数：保育所、認定こども園を利用する際に市に申請し、利用の認定を受けつつも未利用となっている人数。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

3-5 安心して産み育てやすい環境づくり

1 就学前の教育・保育施設の整備と保育環境の充実

幼稚園の認定こども園への移行や保育施設の整備などを進め、供給不足が解消できるよう努めます。また、障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの教育・保育環境の確保に努めます。

2 保育士の確保

支給認定を受けた未利用者解消の実現に向け、保育士の確保を図るために、処遇の改善や働きやすい環境の整備に努めます。

3 放課後児童クラブの充実

利用児童数増に対応するため、学校の余裕教室の活用を含めた施設整備に努めるとともに、障がい児童など特別な配慮が必要な児童の受け入れ態勢の充実を図ります。また、児童を見守り育てるため学校との連携を強化し、学習や遊びのプログラムを導入しながら児童の健やかな成長、発達を支援する取組を全児童クラブで展開します。



こども園



児童センター及び児童館

安心して暮らせる地域づくり

✿ 現状と課題

我が国では未婚化や晩婚化、社会経済情勢の変化等により出生数が減少する一方、医療技術の発達などによって平均寿命は伸び、少子高齢化が進行しています。また、個人の価値観や生活様式の多様化により、家族間や地域住民相互のつながりが希薄化する傾向にあります。

このような地域社会における環境の変化の中で、地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちづくりを目指して、市民が様々な場面で社会参加ができるような事業の展開やボランティアによる福祉ネットワークの充実が求められています。

一方、生活保護制度は、生活困窮者に対し公的な扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であり、2021(令和3)年3月末時点の保護率(※1)は、全国16.4%(※2)、福岡県23.8%、飯塚市42.1%で、県下の市では3番目に高い割合となっています。

社会や経済環境の変化に対応できる体制づくりを進め、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと把握・認識し、誰もが社会を構成する一員として尊重されながら、お互いに助け合うことのできる地域社会を創っていくことが必要です。

✿ 施策の方針

地域において互いに助け合う地域福祉活動を通して、人権が尊重され、誰もが必要なサービスが受けられ、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(令和8)年
地域福祉の担い手数	9,700人	» 20,500人
校区(地区)社会福祉協議会における地域福祉活動計画策定支援地区数	0地区	» 18地区

(※1)保護率：人口に占める被保護人員(生活保護を受給している人)の割合。千分率で表示される。
(※2)%：1000分の幾つかであるかを表す語。1%(パーセント)は1000分の1。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

3-7 安心して暮らせる地域づくり

1 保健・医療・福祉の連携による地域福祉の充実

市民がさまざまな場面で協働できる事業展開、ボランティアによる福祉ネットワークの充実を図るため、活動拠点の充実、人材の育成、市民が主体的に参加できる活動体制づくりに努めます。

安心して暮らせる地域社会を一緒につくるため、より多くの市民が参加し、多様なボランティア活動が積極的に展開できるよう、地域や団体活動の支援に努めます。

2 安心できるセーフティーネット(※3)の強化

生活保護世帯や生活困窮者の実情に応じた支援を行うため、生活困窮者自立相談支援事業の活用や関係機関との連携を強化しながら、最後のセーフティーネットとしての生活保護の適正な実施と早期の自立支援に取り組みます。



みんなの健康・福祉のつどい



防災運動会

(※3)セーフティーネット：安全網。網の目のように救済策を張ることで、様々なリスクから個人を救済するためのシステム。